

放置された子ども

古田 榮 作

(1)

その（『総理と一〇〇人の子どもたち』に出演し、総理大臣と自由に対話できるという機会を得るいう）話が、僕の前に届いたとき、まさきにおもいついたことは、学童保育のことであった。

いまは、六年生。あと八、九カ月で中学生になる。

これより二年前までは放課後、家に帰っても両親ともいない僕たちは、母親が帰ってくる時刻まで学童保育にあずかってもらっていた。その時間には、同級生、または下級生、上級生と集団遊びをしながら楽しく存分に遊んでいた。ドッジボールをし、野球をし、室内では卓球をし、ブロックをして……。

しかし、それは二年前までのことで、いまでは学童保育からのけものにされ、放課後の時間こそは少なくなったが、それでも二〜三時間を家にいて、一人でなんとか過ごす。

そこで、五年生のときには、OBとして学童保育へチヨコチヨコ顔を見せに行きみんなといっしょに過ごしていた。しかし、それは、あくまでOBで狭く、遠慮ばかりしていなければならぬ。遠慮というものは、これほどまでもいやなものかと、つくづく考えさせられたものだった。（中略）

そんな状態だったから、『総理と一〇〇人の子どもたち』の番組に出ると決ったとき、この機会をのがすまいと、そうそうに学童保育での放置された子ども

放置された子ども

生活と五、六年生にも行けるように制度化して欲しいということをまとめ、七月二十四日・五日を楽しみに首を長くしていたのである。いざ本番には、自分でも納得のいくほど発言ができた。しかし、総理の返事は、あの「アーウー」「カギツ子なんだね」といわれたときは、さすがの僕もがっかりきた。けっきょくは、なんの返事もなく、また、かんじんのテレビ番組の中には、爪のあかほど、いやばい菌の大きさにもうつらなかつた。(中略)

しかし、これからは、両親とも働く家庭が多くなることだから、じょじょにでもいいから学童保育というものを、全国に制度化し、また、学年をとわずに行けるように考えて欲しいと思う。(後略)『あれから一年ぼくは思う』行武康成Ⅱ向日市立第四向陽小六年「日本の学童はいく」'80年8月号所収)

総理府をはじめ、都道府県、市町村が種々の企画を催した、昨年の「国際児童年」は、その本旨に沿う形で、子どもの福祉の上昇の手掛り、足掛りとなる「記念すべき年」であったか否かを問うに足る作文である。作文の筆者である、行武君は、幸運にして、一年生から四年生までの期間を学童保育に参加し、両親の不在の家庭で、「鍵っ子」として、一人の両親の帰るのを待つという過ごし方をした子どもではない。彼は、同級生や、上級生、下級生との交わりのある、学童保育の一員として、放課後を「楽しく存分に遊んで」過ごせたのである。彼が偶然によるにせよ、総理と見え、対話を交わす機会を得た際に、日頃から望んでいることを総理に要望することはもったもなことであろう。五年生である彼は、学童保育に行きたいのだが、向日市は学童保育の対象を四年生にまでと定めているので、OBとしてしか学童保育に参加できず、学童保育所ではどうしても「遠慮」を要求される。「遠慮」しないで学童保育に通えるという要求が率直に出てくるのだが……

この要求に対する総理の返答が、「カギツ子なんだね」の一言だけであり、子どもの要求をどう位置づけようとするのか、子どもの現状をどう政策的に解決しようとするのか、という、子どもの願いを受けとめようとする姿勢さえ窺えない。学童保育に参加したことのある子どもにとって、放置を意味し、「留守番の淋しさ、孤独、……」意味し、家族の一員、社会の一員であることを断ち切るような響きさえもつ「カギツ子」という言葉しか返ってこなかったのである。彼は、僕の要求を、多くの同様の子どもへの要求として提示しているのであり、「学童保育の国レベルでの制度化」を要求している。彼にとっては、この要求は正当であり、子どもの率直な要求として提示しているという意識しかないであろう。だが、「かんじんのテレビ番組の中には、爪のあかほど、いやばい菌の大きさにもうつらなかつた(―傍点筆者)」と告白するほど、完

全に無視されてしまったのである。

本稿では、事業として着々とその地歩を確めているものの、多くの人々の前にはその存在すら認められていない「学童保育」について、とりわけ、教育上の意味を考察していきたい。

(2)

学童保育に焦点を当てて論究されたものでは極めて少ない。(例えば、最近発行されたジュリストの臨時増刊の総合特集「現代の家族」、「日本の子ども」の中では、学童保育の問題について直接論じているものは皆無である。)ここで学童保育の発展を概観し、学童保育がいかなる形で存続しているかを見ておく。

戦前においては、一九〇四年、日露戦争の最中に、神戸市婦人奉公会が出征軍人の家族のために、幼児・学童を保育し、第一次大戦後は、セツルメント活動や臨保館活動の中で児童倶楽部などの名称で学童保育が行われ、一九一七年東京四谷の二葉保育園が小学部を設けたことが記録として残されている。

戦後は、学童保育は、一九四八年に大阪市東住吉区の社会福祉法人の「今川学園」が、「今川学園」の経営する保育園の卒園児が近所の家々で窃盗を犯すという事件を契機に、児童福祉法に基き、保育園に「学童組」を設け、戦後初の学童保育となり、一九五六年には大阪府立西淀川児童館が「学童クラブ」を行なうことになり、同じ年に、東京都北区の労働者クラブ保育園では、卒園児の父母十名が話し合い、生活協同組合の一室を借りて、母親が二名づつ交替で子どもの世話をする学童保育を発足させたが、運営上の困難から、この学童保育は僅か十ヶ月の短命に終わってしまった。その為、保育園では、放課後、卒業児は保育園に帰ってきてよいという処置を講じたが、学童自身がこのことを嫌がり、保育園での学童保育は立ち消えになりそうだった(前掲の行武君の作文にある「OBとしての遠慮」は放課後は帰ってきてよいという処置にも現われることは十分に考えられる。)が、一九五九年には町会に「鍵っ子」の非行問題が持ち込まれて発展し、労働者クラブ保育園の園長、豊川保育園の園長らの運動で、町会の「地域から不良少年を出さないよう力を入れよう」という意志でなり、町内自治会の運営する「豊島こどもクラブ」が誕生した。同じ北区内で一九五九年には、地元有志の運営する「神谷こどもクラブ」も発足した。「豊島こどもクラブ」の発足を契機

放置された子ども

に、主に私立保育園の父母会を足がかりにして、共同保育として学童保育が各地に誕生していった。

一方、大阪市此花区の四貫島小学校では、警察のブラックリストのなかに留守家庭児童が多いことが問題になった。教師の間では「これは民生局の仕事だ」というネガティブな意見もある中で、「教師として非行に走る子どもを見捨てておけない。教育が人間形成の意味でもあるなら、教師の義務ではないか」という論も出され、熱心な教師の努力とPTAの援助を得て、一九六〇年に「ひまわり教室」を発足させ、教師が交替で留守家庭児童の放課後指導を行なった。「ひまわり教室」の発足後一九六三年には北恩加島（大正区）小学校に「仲よしグループ」が、伝法小学校（此花区）、茨田東小学校（鶴見区）に「かぎっ子特別教室」が生まれた。

一九六〇年頃までの学童保育の進行状況は①保育所、児童館という児童福祉施設が児童福祉法を積極的に解釈して、学童保育を行なった時期と②留守家庭児童の「非行」を契機に、児童福祉施設および小学校教諭の側からの留守家庭児童の放課後の処遇が問題となり、学童保育が関係者の間でより積極的に位置づけられる時期との二つに大別できる。

①の時期は、ほぼ五〇年代前半までであり、保育所が戦前の託児所というイメージを拭いえず、保育所への入所希望者も少なく、いわば保育所が措置定員割れを回避するための窮余の策として、学童をも迎え入れた時期であったといえよう。ところが、②の時期には、保育所での集団保育への評価が高まるとともに、新憲法下での児童福祉に対する理解が高まる中で、保育所への入所希望者もふえ、児童福祉の施策が施されなかった、学童期（とりわけ低学年の子ども）の子どもの保育問題が「非行」を契機に顕現化する時期であり、共同保育という形で、公けの関与を受けることのない中で、学童保育が独自の機能をもつものとして運営されはじめた時期であり、父母や教師の尽力によって支えられた時期であった。

一九六二年以降の数年は学童保育が地方公共団体の補助、運営を獲得する時期といえよう。一九六二年には、川崎市で民生局所管で青少年会館内に「生活クラブ」が誕生し、東京都渋谷区では、区議会が「渋谷区政三十周年行事」として、「学童館」の建設が可決され翌年、都市では公立第一号の学童保育所が、開所され、太田区でも「梶谷子供の家」の建設がなされた。一九六三年七月の都議会は、「学童保育事業補助費」を計上した、補正予算案を可決し、学童保育の公立化への道へ踏み切った。この「学童保育事業補助費」の計上に際して、都は「学童保育事業」は、児童福祉法第二条（国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う）、第二十四条（市

町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入れて保育しなければならぬ。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。――傍点筆者）を法的根拠とし、地方公共団体が地方自治法第二条第二項（普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務で国の事務に属しないものを処理する。――傍点筆者）にもとづいて行なう地方公共団体の自主的な事業として、児童の健全育成の為の区市町村の固有の公共事務と位置づけた上で、都が予算の範囲内で経費の一部を補助することにしたのである。同じ一九六三年に横浜市で教育委員会により「留守家庭児童育成実験校」が十校指定され、学童保育が公的事业として実施され、翌一九六四年には横浜市では民生局所管で「青少年の家」の十ヶ所で学童保育が開始され、川崎市でも教育委員会の所管で小学校の校地内にプレハブの「家庭学級」が誕生し、更に一九六五年に奈良市では教育委員会の所管で「留守家庭児童会（＝バンビーホーム）」が発足した。

東京都の学童保育事業補助費の計上に象徴されるこの時期は、学童保育の要求の高まりに対して、地方公共団体が独自に対応しはじめた時期であり、児童の健全な育成にかかわる社会の、とりわけ地方公共団体の責務が客観化された時期であり、学童保育にとってはいわば「児童福祉法」が法の趣旨に沿って運用されるようになりはじめる時期でもある。学童保育は、地方公共団体の住民の要求に対して独自に対応する形でその社会性、公共性を獲得しはじめたために、その所管が、民生局（部）であり、教育委員会であり、もしくはその双方であるという事態を生み出すのであり、学童保育についても地方公共団体の「住民自治」に支えられた理念が実現化されはじめる時期になるといえる。

地方公共団体が、学童保育に対する住民の要求に対応しはじめる中で、厚生省は、一九六三年から児童館に対する、設備費および運営費の一部を補助する制度を発足させた。国庫補助制度の発足にあたって、厚生省は「児童厚生施設としての児童館を設置し、おおむね三歳以上の幼児、または小学校一年～三年の児童で、家庭環境および学友関係等に問題があり、指導者を必要とするものの健全育成をはかる」（一九六三年厚生省事務次官通達）として、小学校一年～三年の児童に限定した上で、学童保育が児童館で実施することへの国庫補助を行なうことにしたが、同時に「それ以外の児童も対象に加えることができる」としており、学童保育に固有の意味を見出して、補助の対象にしたのではなく、児童館で行なわれる活動の一つとして学童保育を認めたとすぎず、更に同通達が「全市町村に二ヶ所、人口三万人以上の市町村については、三万

放置された子ども

放置された子ども

表1 児童福祉施設設置数比較

	学 童 保 育 1968年11月現在	保 育 所 1968年12月現在	児 童 館 1968年4月現在
全 国	693 (公立のみ)	12,732 (うち公立 8,001)	1,292 (国庫補助 1,031)
1	東 京 223	東 京 723	北 海 道 114
2	大 阪 68	愛 知 604	青 森 109
3	北 海 道 58	長 野 492	山 形 88
4	広 島 50	広 島 457	新 潟 75
5	神 奈 川 45	福 岡 423	新 岩 手 68
6	京 都 22	新 潟 421	広 島 65
7	愛 知 22	岐 阜 379	秋 田 60
8	愛 媛 18	石 川 364	東 京 58
9	岡 山 16	熊 本 352	宮 城 37
10	香 川 16	北 海 道 332	山 口 37

大塚達男、西元昭夫編著「あめんぼクラブの子どもたち」より引用

のであったが、種々の機能を併せ持つべき児童厚生施設にふさわしい床面積にはほど遠い一五八・六七㎡¹（一九六三年度、但し一九六四年以降は一八五・一二㎡²）を算定基準にし、それ以上のものは、一五八・六七㎡³に対する補助しかしていない。また国庫補助の不合理性については一九七三に大阪府の摂津市が保育所設置に関わる過重負担金の支払いを国に求める、いわゆる「摂津訴訟」が提訴されている。いくつかの地方公共団体が学童保育に対する要求に積極的に対応する姿勢を示したのに対し、厚生省は、児童館に対する補助を開始したものの、学童保育の要求の独自性（特に保護の要求）を認めず、児童厚生施設の児童館の建設の奨励によってこの学童保育に対する住民の要求に対応しようとし、児童館事業の拡充によって学童保育に対する要求が充足されると見做し、学童保育への要求を児童館内での各種事業の一つに位置づけたに過ぎない。

人に一ヶ所の割合で加算することとし、当面保育所、幼稚園など幼児教育、教育関係施設の未設置市町村および留守家庭児童多発市町村等に先行設置する」としたために表1にみるように、設置数の多い北海道、東北各県では、保育所の量的不足を補うために、児童館がその代替機能を果たすことになっており、保育所建設、運営上の地方公共団体（市町村）の財政負担の軽減化の策として利用されており、児童館の「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする（児童福祉法第四十条）」という目的に大巾な制約を加えようとするものであり、児童館がその地域のすべての児童を対象とする児童の健全育成のための児童厚生施設である上に、特別な配慮を与えることのないまま、留守家庭児童への対処を要求することとなり、児童館に新たな住民の要求へ対応を迫るものでしかなかった。だが、この通達が児童厚生施設である児童館の設置、運営上の国庫補助を与えたことは、児童福祉法の運用レベルでの前進となったこととは否定できない（残念な事に、この児童館への国庫補助も、児童館設置のための土地購入費は補助対象にされず、建設費は厚生省の算定した基準額の三分の一を補助するも

一九六六年に、文部省社会教育局は「留守家庭児童会育成事業」を開始した。この事業は「下校後、保護者が家庭にいない小学校児童を対象に市町村の社会教育事業として『留守家庭児童会』をひらき、これらの児童の生活指導を行い、もって、少年教育の振興に資する」ことを目的とし、その実施要項では「小学校児童で、下校後午後五時まで保護者が家庭にいない等、保護指導を受けられないことが常態（月一五日以上三ヶ月継続）であるものを対象とし、三十人以上の児童を、原則として年間を通じ週三日以上実施するものを補助対象とする」としていた。この事業は「市町村の社会教育事業として『留守家庭児童会』をひらく」としており、例え、社会教育が学校教育を「補完」するものであり、児童の課外活動をその対象とすることが容認されようとも、市町村を社会教育の実施主体と位置づけていることは、『留守家庭児童会』の活動が留守家庭児童の放課後の「生活指導」を対象にしているとはいえ、公権力による「教育への不当な支配」に該当する要素を多分に含んでいる。教育としての位置づけも重大な疑念を抱いているが、学童保育に対する要求への対応としてとらえても、実施要項が「原則として年間を通じて週三日以上実施するものを補助対象とする」とし、毎日実施されない『留守家庭児童会』も誕生し、部分的にしか機能しえなかった。文部省は「留守家庭児童会育成事業は学童保育ではない。社会教育活動としての児育会（の育成）だ」として、特別の指導を必要とする「児童」への集団を介しての「生活指導」として位置づけている。だが、この事業が直接、留守家庭児童を対象としていたために、学童保育を要求する例が、この「留守家庭児童会」の実施を市町村に求めた。こうした中で、六六年度の補助対象になった留守家庭児童会は一〇一市町村一七四児童会、対象児童数九、四一四人が、六七年度には一五〇市町村（一一六市、三一町三村）三〇九児童会、対象児童数一四、五〇六人、六九年度では一八一市町村三八九児童会と量的発展を示していたが、六六年度の予算が半補助で五、〇七一万を計上したものの、六七年度からは単独に計上されず、文部省の社会教育局の少年活動促進事業に一括して組み込まれ、留守家庭児童育成事業として交付された補助金の金額が六九年度で四、九一〇万であり、「今まで週四日実施分が交付されていたのに、週二日分しか出なくなった（名古屋市）」とか「町では五〇〇万円（二ヶ所）の予算で実施しているのに、文部省からは二十四万しかこない（京都府城陽町）」という事態さえ生み出すとともに、特別な「生活指導」を行うべき児童に対する社会教育としての文部省の位置づけが、すべての子どもといっしょに指導するとして、留守家庭児童育成事業が七一年度からは「校庭開放事業」に統合してしまったのであった。このように文部省の「留守家庭児童育成事業」は、結果的に市町村に過重な財政上の負担をし、留守家庭児童を特に配慮された「生活指導」を加えるべき対象と見做すという歪められた留守家庭像に立ったものであったものの、学童

放置された子ども

表2 校庭開放事業実施校数の推移

	実施校数	増 減
68年	455	
69年	660	205
70年	958	298
71年	1,883	925
72年	2,219	336
73年	2,373	154

青少年白書昭和48、49年版より作成

保育への市町村の姿勢を転換させることとなり、補助金の支出が引き金となって飛躍的に学童保育を行なう市町村数が増えたのである。

七一年度からは「留守家庭児童育成事業」は「校庭開放事業」に統合され、姿を消した。表2は一九六八年から一九七三年までの六年間の「校庭開放事業」実施校の状況を示すものであるが、七一年の「留守家庭児童育成事業」の「校庭開放事業」への統合による著しい増加が見られた。文部省は「留守家庭児童育成事業」発足の際の「留守家庭児童に対する特別な生活指導」を「留守家庭児童ではない他の児童との交わりの中で行ない、更に留守家庭児童に対する特別の配慮は留守家庭児童に対する過剰な保護となり、他の児童と同様な条件下でのみ、放課後の過ごし方を指導する」と態度を改めてきた。他方、地方公共団体は、学童保育に対する住

民の要求の実現のための施策を少しずつ充実させていった。一九六八年には、大阪市で、一九七二年には名古屋市で、一九七六年には埼玉県上尾市で共同保育形態で運営されている学童保育に対する助成がはじめられ、都道府県の助成も、一九六五年に東京都、一九七二年に大阪府、七三年に埼玉県、七八年に奈良県七九年には神奈川県、愛知県、滋賀県と岩手県（但し、岩手県は「都市児童健全育成事業」の対象とならない人口五万人以下の市町村への補助に限定されている）が単独事業費で学童保育への助成を開始している。更に埼玉県の川越市では七四年に「川越市学童保育室条例」を制定している。国が学童保育に対し、消極的であったのとは対照に、いわゆる「革新自治体」をはじめとして、地方公共団体がより積極的に、学童保育への施策を充実させてきた。こうした中で学童保育を要求する声も高まり、一九七三年一月には「学童保育の制度化を要求する国会請願」が八万名の署名で提出され、一九七四年五月に参議院社会労働委員会で、沓脱タケ子議員の質問に対して、斎藤厚生大臣が学童保育の必要性を認めて七五年度より実施すると答弁する（国の機関がはじめて学童保育なる語を使用した）。ところが七五年度国家予算で厚生省は、三億五千万円の「留守家庭児童対策費」を概算要求するが、大蔵省の査定でゼロとなり、七五年には「学童保育の制度化を求める国会請願」が再度提出され、全国市議会議長会も七六年度予算への「要望書」の一項目に「学童保育に対する国庫補助」を加え、七六年度予算で厚生省は「都市児童健全育成事業費」四億七千万円の概算要求をするが、第一次査定でゼロとされたものの、復活折衝で一億一七〇〇万円の「都市児童健全育成事業費」が実現する。更に七八年の第八四国会では「学童保育の制度化」を求める請願が三十万余の署名をもって提出

された。

七六年に創設された「都市児童健全育成事業」はその実施要綱で

第一 目的

最近の都市における人口の集中、交通量の増大等に伴う、児童の遊び場の不足、生活環境の悪化、核家族化の進行及び既婚婦人の職場進出の増加等による留守家庭児童の多発等の多様な児童の健全育成上の諸問題の発生に対処するため、個々の市又は特別区がその必要に応じて、家庭児童対策民間指導者養成事業（以下「民間指導者養成事業」という）、社会福祉施設園庭開放事業（以下「園庭開放事業」という）、留守家庭児童等のための地域組織育成事業（以下「児童育成クラブ」の設置、育成事業」という）及び都市児童に対し体力の増進、情操を豊かにすること等児童の健全育成を図る事業であつて、かつ、厚生大臣が適当と認める事業（以下「その他の事業」という）からなる都市児童健全育成事業を実施することにより、都市における児童の福祉の増進に資することを目的とする。

第二 事業の実施主体

この事業の実施主体は、原則として人口五十万人以上の市又は特別区とする。

第三 事業実施の基本方針

一、地域における児童の健全育成は、児童福祉・社会教育関係の行政機関及び施設の連携のある活動及び地域住民の積極的な参加によって推進されるものである。

二、この事業は、近年、社会的問題となりつつある留守家庭児童等の保護・育成・児童の遊び場不足等の対策の一環として実施するものである。

これらの対策は、本来、児童の生活圏に見合った児童館、児童遊園の整備、社会教育分野の学校体育施設開放事業等各分野の施策の適切な組合せによってその推進が図られるべきものである。

しかし、都市における児童館、児童遊園、学校体育施設開放事業等の現状に照らし、これらの必要な条件の整備が図られるまでの経過的措施として、この事業は、地域の自主的な活動を助長するという奨励的観点から、一定期間実施するものである。

放置された子ども

放置された子ども

第四 事業内容及び実施方法

一、民間指導者養成事業（略）

二、園庭開放事業（略）

三、児童育成クラブの設置・育成事業

(1) この事業は、留守家庭児童等の余暇における保護・育成に資するため、地域住民の積極的な協力を得て、児童育成クラブの設置及び育成を行ない、地域的な連帯のもとに、必要な児童健全育成活動の推進を図ることを趣旨とするものである。

(2) 児童育成クラブは、民間指導者、地域の児童の保護者等（以下「育成指導者」という）及び児童をもって構成するものとし、その対象児童は、留守家庭児童（小学校一～三年の学童）を主体とし、その他参加を希望する児童をも加えるものとする。

(3) 児童育成クラブの活動の拠点は、地域の福祉センター、寺社等とし、その効果的な設置及び育成に資するため、育成指導者に対する、児童の生活指導の充実に必要な現地における実際指導及び研修並びに児童健全育成活動に必要な設備の整備を行うものとする。

四、その他の事業（略）

第五 事業の選択基準

実施主体は、都市児童健全育成事業を実施しようとするときは、第四に掲げる事業のうちから、その福祉的需要に応じて必要と思われる事業を選択して実施するものとする。この場合において、民間指導者養成事業は他の事業の円滑な実施を図るための基盤となるので、他の事業に優先して行うものとし、また、その他の事業は第四の一から三までの事業のうちいずれかの事業を実施した場合に行うものとする。

第六 実施主体の選定

第七に定める国の助成の対象となる都市児童健全育成事業の実施主体の選定に当たっては、次に掲げる事項及び市又は特別区の福祉計画等を総合的に勘案するものとする。

一、地域における児童の健全育成及び地域連帯性を図るための民間指導者が十分養成されていないこと（民間指導者養成事業及びその他の事業関係）

- 二、児童遊園等屋外の児童の遊び場が十分整備されていないこと（園庭開放事業及びその他の事業関係）
- 三、児童館の普及率が低いこと（園庭開放事業、児童育成クラブの設置・育成事業及びその他の事業関係）
- 四、母親の就労等により、真に保護育成を要すると思われる留守家庭児童（小学校一～三年の学童）が多数発生していること（児童育成クラブの設置・育成事業及びその他の事業関係）
- 五、社会教育等の関連施策における類似事業が未だ不十分であること（四事業共通）

第七 国の助成

- 一、国は予算の範囲内において、市（指定都市を除く）又は特別区が支弁した都市児童健全育成事業に要する経費について助成を行う都道府県に対し、その補助した金額（当該金額が、都市児童健全育成事業に要した費用の三分の二を超えるときは三分の二に相当する金額）の二分の一以内の金額を補助するものとする。
- 二、国は、予算の範囲内において、指定都市が支弁した都市児童健全育成事業に要する費用に対して、三分の一以内の金額を補助するものとする。

第八 その他

都道府県知事は、この要綱に基づく都市児童健全育成事業に対して助成を行い、それについて国の補助を受けようとするとき（指定都市の市長にあっては、この要綱に基づく都市児童健全育成事業を実施し、国の補助を受けようとするとき）は、あらかじめ別に児童家庭局長通知で定めるところにより厚生大臣に協議し承認を受けるものとする。

と、定めている。この「都市児童健全育成事業」は、その名称からも察せられるように、都市化の進行の中で子どもをとりまく環境が著しく悪化してきていることを認め、留守家庭児童の保護・育成が社会的問題となりつつあると認識した上で、都市に生活する子どもの健全育成の必要な事業として①民間指導者養成、②園庭開放、③児童育成クラブの設置・育成、④その他を規定しており、学童保育を社会的必要として位置づけていることは評価されるべきである。しかし乍ら「都市における児童館、児童遊園、学校体育施設開放事業等の現状に照らし、これらの必要な条件の整備が図られるまでの経過的措施として、この事業は、地域の自主的な活動を助長するという奨励的観点から、一定期間実施するもの

放置された子ども

放置された子ども

である。(傍点は筆者)」と、①経過的措施、②奨励的観点、③地域の自主的活動の助長の三点を明記している。①の経過的措施というとなら方は「児童の生活圏に見合った児童館、児童遊園の整備、社会教育分野の学校体育施設開放事業等各分野の施策の適切な組合せによって推進が図られるべきものである」という認識で「児童館、児童遊園の整備ならびに学校体育施設開放事業」の効率ある活用で、留守家庭児童の保護・育成が十全な成果を得るものであるとしており、留守家庭児童の「放課後の生活拠点の確保」だけを主眼としている点で、限界をもつし、更にこうした施設の整備が都市化現象の進展の中で一層困難になっていることを看過しており、それを一定期間に限定していることは、社会の進展の中で、都市化現象に現われる、こうした留守家庭児童の保護・育成に対する国の責務の認識が稀薄であることを示している。②の奨励的観点という発想も①と同様に、留守家庭児童の保護・育成に対する国の責務の認識の稀薄性を浮き立たせるものである。国が奨励的観点をとることは、そのまま、地方公共団体と国民に負担を強いることであり、③の地域の自主的活動の助長の示す、自助にもとづく地域福祉の実現、換言すれば、「コミュニティによる地域福祉」の実現への触媒的効果しか期待しておらず、国の主体性を曖昧にし、そのまま国の責務を回避しようとするものである。こうした弱点をもちながらも、「都市児童健全育成事業」は、国と地方公共団体の財政危機の中で、児童保育の社会性を是認し、児童保育を福祉政策として位置づけていることは評価すべきであろう。

以上のような経過を辿って、児童保育が国の施策の対象になったが、更に第八四国会(一九七八年)では「児童保育の制度化」を要求する請願が採択された。この請願は、「児童保育の制度化」を要求する運動の現状と論理を端的に示しているので紹介しておく。

児童福祉法にもとずき、児童保育の制度化を要求する請願書

請願理由

☆婦人労働者の増大と社会的役割の重要性

物価高、不況の下で、働く母親はふえ続けています。主婦の四人に一人は職場に出て働いているといわれ、また婦人労働者の中で既婚婦人が占める割合はすでに六割にも達しています。そして社会的にも婦人労働者の果す役割は大きくなっています。

☆留守家庭児童を放置できない環境の悪化

小学校低学年の子どもをもつ働く父母や母子家庭にとって、子どもの下校後の生活は大変不安です。

交通事故や子どもを対象にした犯罪、子どもの心を蝕むたいはい的な文化の氾濫など、子どもの豊かな成長や発達を阻むものが多く、しかもこの傾向は、大都市に限らず、中小都市、そして過疎化の進む農村地帯でも次第にその深刻さを増してきています。

☆遅れている国の施策

学童保育は、こういった子どもたちの放課後を心配する働く父母のねがいから生まれました。現在多くの地方自治体が公的施策としてとりあげ、四七都道府県のすべてに一ヶ所以上の学童保育が存在するまでに至りました。東京都、大阪府、埼玉県では、都府県として学童保育に対する補助を行なってきましたが、最近奈良県なども県担補助の予算を計上しました。

しかし、全国の小学校在籍児童一千万名の中一五％から二〇％が留守家庭児童といわれる中で、全国の学童保育の数は僅か二、〇〇〇ヶ所、利用児童数は六万名にすぎず、圧倒的に学童保育は不足しています。

地方自治体の自主事業の枠内では限界があり、自治体担当者や議会からも、国の制度を望む声が高まっています。
☆法にもとづく制度化は国の責務

こういった社会的要請に押されて、厚生大臣も国会で学童保育の必要性を認め、五一年度から「都市児童健全育成事業」をはじめたことは、全くの無策から一歩足を踏み出したこととして評価されることです。しかし残念なことに「都市児童健全育成事業」の予算は年間僅か一億円にすぎず、またその補助対象の市が人口五万人以上という制限があり、補助対象経費も、地方自治体がもっとも必要としている、施設費、人件費を含まないという内容であり、補助として大へん不十分です。

児童館の数にしても、全国僅かに二、〇〇〇館にすぎず、全国の小学校数二四、〇〇〇校の一割にも充たないのが現状です。

学童保育は、児童福祉法の精神に照らしても、本来国が責任を負うべき事業であることは明らかです。

教育基本法、児童福祉法制定三〇年の今日、法の精神にもとづき、学童保育の制度化が早急に実現されるのが当然であると考えます。

請願事項

- 一、留守家庭児童の放課後の生活を保障するため、専用施設(室)と専任指導員をもち、年間を通して開設される学童保育を制度化して下さい。
- 二、都市児童健全育成事業を実態に合わせて改善、拡充して下さい。

放置された子ども

三、すべての子どもの生活環境整備のために、児童館、遊び場などを増設して下さい。

(2)は大塚達男「学童保育」大塚達男・西元昭夫編著「あめんぼクラブの子どもたち」などを参照した)

(3)

すでに見たように学童保育のあゆみは、保育園をはじめとする民間児童福祉施設長らの好意と尽力によって誕生し、他方小学校低学年の子どもを抱える、国民の努力が、共同保育形態の学童保育を誕生させた。共同保育形態の学童保育の誕生・成長が市町村に学童保育に対する公けの関与、施策の樹立を引き出してきた。国の側からは、戦後第二の少年非行の発生のピーク期に「留守家庭児童」に対する「特別な」生活指導の必要という主張のもとに、「留守家庭児童育成事業」が施行され、各地に学童保育が多数誕生する。この事業は、「留守家庭児童」に対する、生活指導が、他の児童との交流の必要、更にはすべての児童に対する同一の条件の下での生活指導の必要から、「公立学校校庭開放事業」、更には「公立学校体育施設開放事業」に統合され、実質的に解消されてしまった。国の施策の変更にも拘らず、学童保育に対する国民の要求は、進行する都市化現象の中で高まり、市町村の学童保育の助成を獲得し、学童保育に関する条例の制定を実現し、都府県の単独事業としての学童保育への助成を発生させ、更には国の新たな施策を引き出した。より端的に言えば、低学年の学童の保護の必要が「学童の非行」を契機に、児童福祉施設長を動かし、保護者の努力を生み出し、「非行児童の多発」が国の施策を生んでおり、「非行」が学童保育誕生の重要な契機であった。一度発生した学童保育は、国の施策の変更にも拘らず、国民の要求に支えられ、市町村独自の更には都府県独自の施策を産み出し、近年に至って国の「都市児童健全育成事業」の施行へと向かい、国民の要求が制度を創出するものとなっている。

このような歩みの中で学童保育は、国会請願の採択に示されるようにその社会性を獲得しつつある。では、その社会的必要性は何であるのか。

「留守家庭児童育成事業」は、「学童の非行の多発」を一つの契機としていた。だがその背景に社会的事実として「留守家庭児童」の増加があり、「留守家庭児童」が「非行」に走るといふ推測がなされたといえる。

一九六四年に厚生省が実施した「全国家庭福祉実態調査」によれば、両親とも働いている家庭は全家庭の四六%にあたる七五五万家庭であり、

表3 母親が勤めている間の子どもの保育状況（1964年6月）（%）

1.	自宅で家族がみている	50.4
2.	自宅で家族以外のものがみている	6.0
3.	よその家にあずけている	14.2
4.	職場の保育施設	1.8
5.	その他の保育施設	8.2
	小計1（1～5）	76.9
	小計2（4+5）	10.0
6.	誰も世話するものがない	12.1
7.	その他	3.4
8.	不明	7.6
	総計	100.0

労働省「家庭責任をもつ女子労働者」

これらの家庭の一八歳未満の子どもは一六〇六万人と推定される。また、母親のうち、農業、自家営業等の業主、家族従業者等を除いた常用労働者および日雇労働者等である母親は一六・九%である。労働省の一九六四年の調査では、母親の勤めの中の小学生以下の子どもの保育状況をみると何と一二・一%の子どもが誰の世話を受けることもなく放置されており、放置されている子どもが「鍵っ子」として生活できることを考えれば、その大半が小学生であることを示していた（表3参照）。また東京などなどの調査（一九六四年一〇月）では、東京都の小学生の九・七%愛知県の場合で一二・〇%、大阪市では一三・八%が、学校から帰っても保護者またはこれに代わる者のいない、留守家庭児童であった。これらの調査に基づいて、文部省社会教育局は、一九六六年から「留守家庭児童育成事業」を開始するが、全国の小・中学校児童生徒の一〇%、約一五〇万人が「留守家庭児童・生徒」であると推計していた。だが、留守家庭児童に対するこの施策の展開も一九六三年五月の「児童福祉白書」の

最近、児童の非行化、情緒障害、神経病等の問題児が激増している。原因は、幼少時代に母親から十分養育されなかったことによるものが大きいと思える。家庭から子どもを分離すると、情緒の欠如した社会不適応者が形成される。母親は本来家庭にあるべきだ。

という、「留守家庭児童」の情緒の欠如した社会的不適応者の卵という認識を前提に、非行対策的な、「生活指導」を「留守家庭児童会」に求めた。更に一九六八年三月に総理府青少年局は「かぎっ子の実態と対策に関する研究」を発表した。これは青少年局の委託調査の一つとして、東京都渋谷区、川崎市御幸地区、栃木県小山市から小学校四校と中学校三校を選び、一般児童とかぎっ子（留守家庭児童）の差異を見出そうとする調査であり、「若年労働者の不足がますます予測される数年後には、労働力市場の拡大とともに、子どもをもつ母親の再就職傾向はますます広がっていくと思われる。」だが「家庭が子どもの人間性をつちかう苗床であるかぎり、母親の監督と指導の如何は、その子の人間性、性格の形成に大きな影響をおよぼすものである。」それで「母親は職場の仕事と育児をはじめとする家

放置された子ども

庭責任の二重性をどのように果たすべきか?」、「新しい事態の変化に応ずる正しい家庭教育のあり方を求めるのが、本調査の目的であり」、結論として「かぎっ子の状態は、概していえば、すべて（学習、生活習慣、自主性、情緒の安定性、協調性）において、一般児よりよい条件を示してはいないということである。しかしながら極端な数値でその差異が現われているわけではない」し「いわば現在の生活で示され、評価されるものには著しく問題点を見出さないが、かぎっ子の意識の中に包蔵されるものが、彼等の性格をつくり、彼等の将来を方向づけることを思うとき問題点が少なくないといえよう」としており、かぎっ子の包蔵する問題点として、①母子の接触時間が少なく、母子が「よく話す」という答が一歳児よりやや劣る。②家事労働が一部子どもに肩代りされている。③母の叱責について母を非難することが一般児より強い。の三点をあげている。

この種の委託調査・研究は政策樹立者の意図に沿う結論を導き出そうとする傾きがある。（例えば、調査の中に「子どもが大切だから、母親は√働かない方がよい」とか「母親が働くことはどんな理由でも反対」という質問があり、母親が家庭にあるべきだという認識で調査がすすめられていた。ところが、結果は前者に対して、一般児童が四三・九％であるのに比し、「かぎっ子」は二一・〇％、後者に対し、「かぎっ子」は五％しか同意していない）この「かぎっ子の実態と対策に関する研究」も「児童福祉白書」の「母親は本来家庭にあるべきだ」という認識をふまえて、「留守家庭児童」の生育条件の「劣悪さ」がそのまま彼らの学習生活習慣、自主性、情緒の安定、協調性の欠如、弱さ等を導き出すうとしているが、残念乍ら断言できるほどのものは得られてはいない。逆に母親の就労が「自分の事は自分でするようになった」という変化をもたらし、生活習慣、自主性などにおける、プラス面を引き出している。

「かぎっ子の実態と対策に関する研究」が指摘する三つの問題点は、母親の就労による家庭生活上の変化を示すものであって、それ以上のものではない。第一点の会話の機会の減少にしても第二の家事労働の肩代わりにしても、家庭生活の変化が、それに対応する構造上の変化を余儀なくひきおこすのであり、その構造上の変化がどのように進行して、子どもの発達上の問題を与えるかへとつながらねば、有益な結論は導けないであろう。更に第三点の「母の叱責に対する母への非難」については、一般的な「家庭教育機能」の喪失の進行と、その中で母親の育児能力の問題が、留守家庭児童により強く主張されたものであろう。この調査の目的が「新しい事態の変化に応ずる正しい家庭教育のあり方を求める」ことにあるにも拘らず、問題点の指摘に見られるように、社会的な変化への対応を家庭だけに、より端的には、母親だけに求めている。

表4 配偶関係別非農林女子雇用者構成比の推移

年	実数(万人)	総数(%)	未婚(%)	有配偶(%)	死離別(%)
1955	489	100	65.2	20.4	14.4
1965	860	100	54.2	34.9	10.3
1970	1,086	100	48.3	41.4	10.3
1975	1,159	100	37.9	51.3	10.9

総理府「労働力調査」

表5 女子労働者の年齢級別構成の変化

	1965年		1973年	
	実数(万人)	構成比	実数(万人)	構成比
15～19歳	157	18.0	105	8.9
20～24歳	251	28.8	302	25.5
25～29歳	99	11.3	139	11.7
30～39歳	158	18.1	229	19.3
40～54歳	167	19.1	317	26.7
55～64歳	34	3.9	77	6.5
65歳以上	7	0.8	17	1.4
計	873	100.0	1,186	100.0

総理府「労働力調査」

表6 有配偶既婚女子労働者の就業理由 (M. A)

就業理由	%	就業理由	%
生活を支えている	19.6	仕事がおもしろい	8.5
生活費の足しにする	62.5	知識・技術をいかせる	8.3
住宅等の経済的理由	39.6	一度やめると再就職が困難	5.2
子どもの学費	23.6	うちにこもってたくない	21.7
老後の貯金	13.2	その他	3.4

労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」1966

例えば、この問題点の中では、母親のあり方だけが指摘されているのであり、他の家族の構成員の姿は描かれず、母親の就労を家族が支え、社会が支える方向は模索されていない。社会が母親の就労を必要とすれば、その母親の就労を支えるための社会的制度が必要であるとするのが当然といえるのではないか。留守家庭児童を発生させる社会の責務として留守家庭児童への社会的保護が問題となるのである。

現在実施されている「都市児童健全育成事業」は、十分とは言えないが、留守家庭児童に対する、社会的保護の見地に立っている。その実施要綱は、「都市における人口の集中、交通量の増大等に伴う、児童の遊び場の不足、生活環境の悪化、核家族化の進行及び既婚婦人の職場進出の増加等による留守家庭児童の多発等の多様な児童の健全育成上の諸問題に対処するため」と、児童の健全育成上の諸問題、とりわけ留守

表7 家庭用電化器具の普及

	電気冷蔵庫	電気洗濯機	電気掃除機
1965	51.4%	68.5%	32.2%
1970	89.1%	91.4%	68.3%
1975	96.7%	97.6%	91.2%

経済企画庁「消費と貯蓄の動向」

表8 家族構成の変化

	1核家族世帯 ()は%	2拡大家族世帯 ()は%	3単独世帯 ()は%	4核家族率 (%)
1920	(54.0)	(39.4)	(6.6)	(57.8)
1955	1,035万世帯 (59.5)	643万世帯 (37.1)	60万世帯 (3.4)	(61.7)
1960	1,179 (60.2)	686 (35.1)	92 (4.7)	(63.2)
1965	1,446 (62.5)	683 (29.6)	180 (7.9)	(67.9)
1970	1,719 (63.5)	697 (25.7)	290 (10.8)	(71.2)
1975	2,007 (64.0)	703 (22.3)	429 (13.7)	(74.1)

国勢調査 但し4は $\frac{1}{1+2}$ として算出

家庭児童に対する社会的配慮の必要の問題を「社会的に対処」する立場をとっている。

「都市児童健全育成事業」と「児童福祉白書」の基本的認識の差異は、社会の変化に由来するものであろう。表4は女子の就労を配偶関係別に見た推移を示すものであるが、未婚の女子労働者の比率の低下と有配偶者の比率の上昇が顕著であり、いわゆる「共働き家庭」の増加を示す。更に表5に示されるように、女子労働者の中高年合化の進行もあり、女性の勤続年数の相対的な短かさ（平均勤続年数は男性九・六年に対し、女性五・〇年）であり、女性の労働が子育て後の就労が多く、その大半はパートタイマーとして就労していると推察できる。しかし表6は共働き家族という女性の就労は個別家族の生計維持のためであることを示している。その上家庭用の電化器具の普及に象徴される（表7参照）生活の平準化志向は、子どもの教育や衣食住の内容にも及び家計費の膨張をよび、賃金収入がそれに追いつけず、下層ばかりでなく中層の労働者家庭、更には勤労者（≡自営業）家庭の婦人の就労を促すこととなっている。しかもこうした婦人の就労の増加の進行は、表8に見るような核家族化の進中の中で現われたのである。

核家族化の進行は、家庭機能の低下と並行して現われてきたが、共働き家庭の家庭機能は更に制約されざるを得ず、その機能の一部である、子どもの保護を共同化、社会化に求めるが放棄するかのいずれか一方を選択せざるを得ない。表3に示される、保護されることなく、一定時間を「鍵っ子」として過ごさざるを得ない、子どもの多発と共同保育の発生がこうした、家庭機能の低下の中で現われてくる。

家庭機能の一部の共同化・社会化の端緒は、保育の共同化現象を誕生させ、更に制度化された、保育所の集団保育に対する積極的評価は、学童に対する保護・保育の共同化、社会化への要求、努力に連結していった。この保育の共同化・社会化の模索は、新たな形態での国民の文化的創造の努力であり、ある意味では硬直化しつつある、学校教育への鋭利な批判を内蔵している。

(4)

共同保育形態をとる、乳幼児保育の発生・成長、更には学童保育へのその拡張は、単に育児の共同化・社会化の現象であるにとどまりえず、「子育て」の中での文化の継承を国民的なレベルでの文化的創造として位置づけている。それは、保護者の育児に対する主体性を保持しながら、共同の目標の模索・設定、更には目標への到達手段・方法の探究へと進み、保育者の一員として、保育に直接携わる保母、指導員の「専門職的な力量」を高めてきた。換言すれば、子どもに対して教育・監護上の責務を担うものとして、独自の教育上の権限を主体的に発揮する、父母の像が現れてきたといえよう。それは、国家主導の学校教育のみならず、教師の「専門性」に由来するとされる、包括的な教師の専門職としての「教育上の権利・権限」への根底的な批判を内蔵するとともに、教師への「教育上の権能・権限」の委託の内実を実践的に吟味しはじめているといえよう。すなわち、学校の機能の吟味を直接的契機としながら、学校における新たな教育のあり方を模索しはじめている。

学校の誕生以来、社会の歴史的な変動の中で、学校の機能と使命は変動してきている。フリッツ・ブレットナー (Fritz Bättner) は、社会の歴史的発展の中で、学校に対する社会的関心の変化を顧慮しながら、学校の使命を①人間的教養、②現実的有為性、③宗教教育および④公民教育としたし (Fritz Bättner: 'Die vier Aufgaben der Schule'; in "Theorie der Schule"; hg. Herman Köhls)、『ゲオルグ・ガイスラー (Georg Geisler) は、「学校は、その本源的機能に従えば、知識の計画的教授のための社会的施設という、純粹に教育的な施設である」とした上で、①複雑化した社会の中へと精巧に組織された指導を通じて、生徒を精神的秩序に服させること、②産業革命後、益々増大してきている、科学的基礎に基づく、労働全般への準備、③都市化現象などに伴う、基礎的・基本的な体験の補充、④家庭および近隣社会の教育的機能の低下に基因する経験の不足を補う、広範な経験の場の提供、⑤発達段階に対応する社会的、政治的および宗教的な生活形態の発展の保障、⑥発達しつつある世代のための、余暇、意識および精神的成長の場の確保という諸課題を学校が担うべきだとして (Die Situation der Schule in der

放置された子ども

Gegenwart'; im "Theorie der Schule"、更にマルチン・ラング (Martin Rang) は、学校に対する哲学的究明により、学校の課題を、理論の課題ないし「観照 (Kontemplation)」の課題と見做し、このことから学校を「永遠の生活形態 (eine ewig Lebensform)」と位置づけ、更に学校の性格をユゴー・ガウディツヒ (Hugo Gaudig) およびF・O・シャイブナー (F・O・Scheibner) のように精神的な労働共同体と見做すかもしくはベルトールド・オットー (Berthold Otto) およびヨハネス・クレッチマン (Johannes Kretschmann) が発展させたような、自由な教育の会話と位置づけた上で、学校は、両親、家庭、職業社会および身分社会が教職に全権委任した、この理論ないし「観照」の課題を、意識的な選択およびその単純化、更には当該社会に通用する、すべての生活形態、労働様式および習慣と態度の体系化を通じて充足しているが、学校教育は、その目的および内容によって他の教育 (機能) と区別されるのではなく、方法によって区別されるのであり、そのことから学校自体は社会に対していかなる自立の存在意義をもたず、教育の分野においても何らの原理的に新しいものをもたらさないとして、教育の社会的意味を社会化と知識の付与と把えた上で、学校の (教育機能上の) 特性を、学校の語源である「余暇 (schola)」—即ち、生産労働から解放されており、自由な時間を保有していること—から、純粋な「精神的労働」の共有に求めている (Die zentral Aufgabe der Schule: im "Theorie der Schule") ヘルマン・ノール (Herman Nohl) も、学校の機能について次のように述べている。学校は第一に、公的な生活の意志形態の中へ子どもを導き、共同生活に対する能力を公的生活の中で形成する課題をもつ。学校は第二に「練習」の場所であり、子どもの遊びと成人の労働との間の中間にある場所である。第三に学校は青年を精神的な力と方法の訓練の下に置く。第四に学校は、人間が高尚な精神的生活を経験し、しかも日常の煩瑣な必要に対して顧慮しないで済む観照の場所であり、学校は第五に文化の雑多性がそこでパイディア (—子どもの遊び) の最後のエネルギーとなる場所である (Hermann Nohl: "Die pädagogische Bewegung in Deutschland und ihre Theorie")。他方、持田栄一も、「学校は陶冶の施設たることを主題とし、組織的教授が主な任務であるとしても、そのような範囲をこえて、意識的生活活動のなかにおける自主的自己形成、根源的人間形成の作用と結合し、それをそのうちに包摂したものであることが必要だ。この意味で、学校は単なる知識と技術の伝達と習得の場ではなく、学習主体と教育主体の生活共同の場である」と主張する (「学校の理論」)。

これらの諸説は、学校が教育主体によって何らかの教育内容を媒介として学習主体を導いていくという方法で人間形成を行なうという事実に立脚している。ガイスラーの家庭および近隣社会の教育的機能の低下に基因する経験の不足の補充も持田の学習主体と教育主体の生活共同の場

であるという指摘も前提として、知識の教授を置いており、生活経験や生活共同そのものを中心課題とはしておらず、またノールの文化の雑多性がそこでパイディアの最後のエネルギーとなる場所であるとの指摘も遊びそのものの中での子どもの発達を位置づける機能を学校の機能としては描いてはいない。

学童保育の要求は、子どもの保護・保育を根底的な課題として描く。この課題は、規律ある生活の、他の同様な子どもたちとの共同生活の中での、達成が基本として位置づけられ、知識を媒介として進められる教授とは異質のものであるといえよう。学童保育は、子どもの集団生活の場の提供にとどまらず、子どもの貧弱な住環境の制約から来る生活経験の乏しさを補うばかりでなく、子ども自身の手による集団内の規律を形成していくのである。

経験の豊富化と集団内の規律の形成は、学童保育の教育上の副産物であり、核家族化、都市化の進行の中での、家庭や近隣社会の教育力の低下を一定妨いでいる。学童保育は、学校のもつ教育方法上の特性を備えるものではないし、何らかの知識の教授を積極的に試みるものではない。それは、余暇の指導を通じて、社会的な道徳を形成するものでしかないが、その中で子どもが自律への方途を模索し、子ども自身が自分の育成している文化を継承しはじめている。

学校が、子どもに対する組織的教授のための社会的施設である限り、その必要を満たすために一定の経験を、様々な形態で試みられる、学校、学級規模で展開される行事を通して子どもに積ませたとしても、経験は、認識の水準としての基盤となるものに限定され、たとえ、それが教授のために必要な経験を越えて、子どもの自治能力を高めるものであっても、それはかつて家庭や近隣社会が保持してきたような共同生活を通しての人間形成を、カバーすることはできない。ましてや今日、「隣は何をする人ぞ」が、従来解されていたような、隣人への関心ではなく、隣人への無関心ないしは冷淡ともいわれるべき「個人主義的」関係を物語り、「他人は他人なり、我は我なり」と他人との間の距離を積極的・肯定的に認め、育児が私事と見做されており、子育てが我が子だけに限定されてきているのである。学童保育は、子どもの保護・保育を通じて、子どもへの親のかかわり方の、物理的な破壊状況を克服しようとするものである。それは、親の労働に伴う時間的拘束を、共同の努力により、束縛としてでなく、解放への道りとして描く。それは、子どもの保護・保育を直接の目標として、家庭の保護機能に立脚しつつ、貧困化していく家庭の、近隣社会の教育力を、共同化を通じて回復しようとするものである。学童保育を発生させてきたものは、前述のように、婦

放置された子ども

人労働の量的・質的な拡大であり、急速な核家族化の進行であった。しかも、この二つは、都市化の進行に伴っており、産業革命以後進行してきた、生産の場と生活の場の分離、労働の単位要素への分解、労働者家庭の家庭機能の衰微、地域共同体の解体を通しての生活文化の貧困化の傾向（宮沢康人「近代学校はいかに成立したか」紫田義松・竹内常一・為本六花治編著『教育学を学ぶ』所収）の加速化の中で現われたのである。

言うまでもなく、産業革命は、労働者大衆の教育組織の誕生の重要な契機であった。労働者大衆に対する教育組織は、支配階級による労働者大衆の教化の組織および労働者の階級的自覚を前提とする労働者の自己教育の組織の二つの異なる組織が並存的に存在してきた（堀尾輝久「現代教育の思想と構造」）。この二つの異なる組織の並存と対立が、止揚されて現在公教育制度を誕生させるが、私には、近代学校の成立時に広く認められていた、教育の像を、学童保育が築きつつある保育の共同化の模索の中に浮び上がらせているように思える。

(5)

それでは、近代公教育の成立時に広く認められていた理念は何であったのだろうか。

近代教育思想の本質的な部分は、(1)人権思想の系コネクトとしての子どもの権利の確認と、その教育的表現としての学習権ないし教育を受ける権利の主張。(2)近代的親権観の成立により、親は、子どもの権利を実現させるための現実的配慮の義務を負い、この子どもにたいする義務を第一次的に履行する権利をもつものであること、そして、この権利は、親の自然権に属するとされる。(3)近代における人間 (l'homme) と公民 (citoyen) の範疇的区別に対応して、教育の目的は、公民の育成ではなく、とりわけ人間の形成におかれた。教育 (l'éducation) という言葉は、人間の内面形成、とりわけ徳性の涵養を中心とする全面教育を意味し、知育 (l'instruction) とは区別されて、より重要なカテゴリーであった。(4)人間の内面形成にかかわる問題は、国家権力の干渉してはならない「私事」とされた。(5)以上の原則から必然的に、国家が教育を主宰し、指導することは、自己の任務の限界をおかすものとして否定された。(6)その結果、絶対主義下の公教育はもとより、古代共和国における公教育も、国家が全面教育をひきうけ、人間の内面まで立ち入ることになるかぎり否定された。(7)教育方法としては、子どもの学習の権利の確認と並行して、子どもの自発性が尊重され、つめ込み主義が否定された (消極教育 l'éducation négative)。(8)これらの諸原則を生かす

ための教育形態としては、家庭で、親または家庭教師による個人指導が理想とされた。(堀尾輝久、前掲書)

このように、近代教育原則は、教育を家庭で行うことが最善であり、「学校教育は教育の名に値しない」(ロック)としながらも、学校を必要とする現実条件の発生により、学校教育が教育の主要形態として位置づけられるようになっていく。その現実条件は、一般的には、教育のある部分、学校にまかせた方が有効だという認識であり、特殊的には、「原始的蓄積」の過程で、貧困によって事実上破壊された家庭と、教育を受ける権利はもとより、その生命の危険にさえさらされている子どもたちが、多数存在している事実であろう。これらの事実が、教育は家庭でおこなわれ、学校教育は教育に値しないとして否定し、その非現実性を意識させる(堀尾輝久、前掲書)。こうして、学校を媒介とする近代公教育の理念が構築されたが、それは公立学校を中心とする教育形態をとり、

(1)学校は家庭の延長であり、その機能の代替であり、別の側面であれば私事の組織化であり、親義務の共同化(集団化)であった。(2)公立学校は、「権利としての教育」の思想を、普遍的に現実化するためのもっとも有効な手段であった。そして、近代教育原則が、公立学校教育の視点を導入することによって、(3)教育(徳育)と知育の区別の視点が提出され、(4)それはさらに教育と学校教育を範疇的に区別する考えを成立させた。(5)それと同じ根拠から、公立学校教育における世俗主義の原則が提示され、さらに、権利としての公費観は、(6)無償教育と就学非強制の原則を生み出したのである(堀尾輝久、前掲書)。

という「近代公教育原則」を成立させる。だが、資本主義の進行に伴ない、「近代公教育原則」は、次のような「国民教育の諸原則」にとつて代わられる。

(1)教育は当然「国家による教育」が原則となり、「教育の私事性」原則は否定され、国家は「道徳の教師」として、内面形成の指導者として現れる。(2)その結果、人間形成を主眼とする古典的教育目的に替って、愛国的国民、従順な公民の形成が第一目的になる。かつまた、従順な労働者に、忠良な国民としての資質が加えられる。(3)教育行政権は、次第に中央権力に集中され、監督ないし指導は次第に強化され、教育の独立性・自律性の原則は否定ないし空洞化されてくる。(4)教育の中立性の古典的意義は否定され、むしろその対立的意味に転用される。即ち、近代教育原則においては、真理の相対性(党派性を含む)のゆえに、教育の政治的権力からの独立(中立)を国家に対して求めたのに対し、福祉国家では、国家が中正の保持者、真理の守護者として振舞い、教育の政治的不偏を要求する主人になり上る。(5)教育制度は、初等教

放置された子ども

育の義務化、世俗化Ⅱ政治化と、社会教育の拡充、中等教育の改革により、閉鎖的複線型体系（近代教育の現実）が否定され、階梯的一元化へ向う。学校は公立学校が第一義的意義をもつようになる。しかしこのことは教育の階級的性格の否定を意味しなかった。かつまた、教育機会の拡大、均等化という事実も、近代教育原則の実現ではなく、むしろ新たな国家観・社会観のもとでの社会的選別と社会への適応の思想に支えられていた。(6)近代における教育義務の思想は、子どもの学習権と親権の思想によって理論づけられ、教育の義務とは、子どもの学習の権利を実現するために、親および社会が、教育機会の配慮の共同義務を負うことであり、この思想の上に公教育が構想された。だからそこでは、義務教育は、子どもの教育への権利性、無償性、就学非強制の思想と結びついていた。これに対し、現代国家においては、義務性とは、まず、親のその子に対する義務ではなく、国家社会に対する義務であるとされ、子どもは、その学習の権利の行使としてよりむしろ国家成員の義務として就学を強制される。(7)無償性の論拠も、近代教育原則においては、子どもの学習権の保障（潜在的に生存権思想と結びついていた）として当然だとされたのに対し、ここでは、義務履行の代償として無償が根拠づけられる。(8)近代教育原則においては、宗教と教育の分離（ライシズム）の原則が主張され、公立学校の教育は、知育に限られ、科学の進歩が教材の世俗化をいっそう促した。これに対し、現代国家は、教会の教育支配権を実質的に受けつぎ、国家が道德の教師として、道德教育の主事者となり、カテキズムは政治的カテキズムとして受けつがれ、知育は、ここでも、第二義的意義をもたにすぎなかった。さらに宗教教育自体、その鎮静的役割のゆえに、宗教的情操一般の涵養として温存された。かくて世俗主義は、カテキズムの否定、科学教育の重視という本来の意味を失い、カテキズムは政治的カテキズムに形を変え、宗派教育の否定は、宗教的情操一般の涵養として生き続ける。かくて、宗教Ⅱ道德教育と、政治Ⅱ道德教育とは、互に相補いながらも、後者を軸とする世俗主義的教化がドミナントになっていく。そして、教育の世俗化の本来的内包たるべき科学教育と、それにもとづく人間的諸能力の開花への期待は、労働者階級の教育要求と運動の中で生き続ける。(9)これらの原則ないし一般的傾向に加えて、とりわけ今世紀に入ってからのマス・コミの発達と大衆文化Ⅱの成立は、教育形態にも重要なインパクトを与え、教育は、20sの時代から視聴覚の時代へと動き出す。教育は「もう一つのマス・コミ」となり、教育とマス・コミの操作・指導を通して現代国家における政治支配は貫徹する。その結果、教育機会の民衆への拡大を前提としての「真実からの疎外」と「政治的文盲」の問題を現出し、さらに大衆文化Ⅱを媒介とする「感性的疎外」を伴いつつ、実体的疎外Ⅱ経済的「搾取」の体制が存続を続ける。(10)かくて、帝国主義国家、大衆国家、福祉国家の理論

と結びついたこれらの諸原則（諸傾向）を通して、教育の政治への新たな形態のもとの従属化が進行する（堀尾輝久、前掲書）。

近代国家から現代国家への変遷の中で、国家と公教育の関係は大きな変化を示した。近代国家において、学校が家庭の延長であり、その機能の代替であり、別の側面であれば私事の組織化であり、親義務の共同化（集団化）であり、公立学校は、「権利としての教育」の思想を、普遍的に現実化するためのもっとも有効な手段であると思われたのに対し、現代国家では、教育は当然「国家による教育」が原則となり、「教育の私事性」原則は否定され、国家は「道徳の教師」として、内面形成の指導者として現われ、その結果、愛国的国民、従順な公民の形成が教育の第一目的とされ、義務性に関しても、親の、その子に対する義務ではなく、国家社会に対する義務であるとされ、子どもは、その学習の権利の行使としてよりむしろ国家成員の義務として就学を強制され、更に無償性の論拠も、義務履行の代償として無償が根拠づけられ、全体として、教育の政治への新たな形態のもとの従属化が進行する、とするのが堀尾説である。よりエスカレートして表現すれば、近代国家においては、「権利としての教育」を自覚した国民が「私事の組織化」として、家庭の延長として、親義務の共同化（集団化）として学校を構築してきたのであり、教育に対する国民の主体性が確保されていたのである。これに対し、現代国家では、「教育の私事性」原則が否定され、義務概念に関しても、子どもの国家成員としての国家に対する義務へと転化し、教育における主導性は国家の掌中に置かれたのである。

学童保育の要求は、子どもの保護・保育にかかわる要求であり、「保育に欠ける」学童（とりわけ低学年の学童）の保護・保育の共同化・社会化を求めるものである。それは、保育所における集団保育を、保育の共同化・社会化と位置づけ、更に集団保育を積極的に評価することによって発生・成長してきた要求である。そして、それは、新たな制度を創り出すとする運動と結びついている。対比的に言えば、近代国家における学校の要求につながるものをもってはなかるうか。現代の「福祉国家」において、近代国家の中で確立された、親義務の共同化（集団化）、および「私事性」の原則をふまえた、制度とは如何なるものであろうか。更に、そうした原則が貫徹しうる条件は、何なのであろうか。再度、学童保育の要求の基底をとらえなおし、それらを模索してみたい。

(6)

学童保育の要求は、家庭の機能の喪失、減退の中で生まれてきた。マッキーヴァー (Robert Morrison Maciver) とページ (C. H. Page) は

放置された子ども

九四七年に、現代家族は本質的でないような機能は全部脱ぎ捨ててしまつて、今日その役割はただ次の三つの主要な機能、すなわち(1)性的必要の充足と(2)どもの出産および養育、そして(3)家庭の提供の三つを調節するだけであるとし、タルコット・パースンズ(Talcott Parsons)は一九五五年に、「高度分化社会」においては家族の機能は「直接社会のための機能と解されるべきではなく、人間形成のための機能と解すべきである」と示唆し、家族の二つの基本的機能は、(1)子どもたちの最初の社会化、(2)社会における成人層の人格の安定化、であるとし、ブライアン・ウィルソン(Bryan Wilson)が一九六二年に、家族は「愛情のための高度に専門化した機関」になつてしまつたと主張し、ロナルド・フレッチャー(Ronald Fletcher)は一九六二年に、家族の主要な役割を、(1)家族は性行動を規制する一つの手段を提供する。(2)家族は子どもを産み育てるための合法的な土台を提供する。(3)それは被扶養者に対して扶養と世話を与える。(4)それは子どもの社会化と教育の機関として、したがつてまた文化の伝達機関として最も重要である。(5)それはその構成員に対して社会が認め、使用する称号と義務(息子、夫、妻など)を与える」と位置づけたし、こうした議論をふまえてハンナ・ギャブロン(Hannah Gabron)は、イギリスでは(1)今日の家族は一つの孤立した単位であつて、困つた時により広い親戚の範囲に(過去において家族が常にそうしたように)援助を求めようとしなくなつて(2)家族の中の権威の喪失——何よりも道徳的権威の喪失が見られるようになり、そのために非行が絶えず増大している。(3)性的道徳は退潮状態にあり、今もますます低下しつゝあつて、その証拠は性病と私生児の増大に現われている。(4)家族生活は仕事をもつ既婚婦人の増大によつて重大な危機に見舞れており、それらの婦人たちは仕事のために彼女の子どもたちと夫をかえりみず放置し、その結果おびただしい問題をつくり出している。(5)社会における役割は「福祉国家」の出現によつて土台を浸食されている。以上の考察に基き、現在の若い家族においては中産階級の場合よりも労働階級において家事の共同分担が一層進んでいるとし、面接調査をふまえて(1)女子教育の再検討、(2)職業人としての婦人の役割と能力の再検討、(3)幼児を持つ母親を社会の中へ再び組み入れることについて若干の提言をして(2)の項で(4)パートタイム就業の拡張、(5)再訓練計画と就業機会の密接な連携、(6)女性被用者についての雇用者による再評価、および(3)として(4)母と幼い子どもを社会の中心活動の中に再び組み入れる組織の奨励、およびアメリカで行われているような方向に沿つたPTAの公的な奨励、(5)幼い子ども達、特に五歳以下の子ども用の諸施設の改善、(6)幼い子ども達をコミュニティがその中に組み入れるように奨励することを挙げている。(Hannah Gabron; 'The Captive Wife') キャブロンはともかく、彼女の指摘する、イギリスにおける今日の家族に関する問題は日本の問題とも共通であ

るし、マツキーバーとページ、タルコット・パースンズ、更にはロナルド・フレッチャーの指摘する家族の機能は今日の日本でも通用するであろうし、その教育機能、保護・保育機能の衰微は否定しえない。更に日本では、「貧しい住居は人格・品性に多大の影響を与えると同時に、住意識をも貧困化させ、人間らしい住宅への要求を萎えさせる。さらに、住生活の確保を個人の責任とする現在の持家主義中心の住宅政策のもとで、人々は個々ばらばらの、はかない穴掘りに向かわせられ、やがては逃れられぬ住宅難を己れの甲斐性のなさに帰する諦観の世界へと追い込まれている」ほどの住宅政策・住環境の貧弱さの中にあるのである（早川和男「住宅貧乏物語」）。家庭の機能の衰微と、家族の生活環境としての住宅の貧弱化は、生産・生活の社会化にともなう自給的ないし小生産者のな家族単位の崩壊をともなう都市プロレタリアの圧倒的増大を背景に、工業化にともなう都市における生活の社会をめぐって惹起された、貧困問題、住宅問題、交通問題、清掃問題、公共衛生問題、公害問題等々として現われる、溢代都市問題の一つとして発生・発展している。現代都市問題は、生活機能の、家族単位の自家供給から都市単位の公共供給への置換の進行の中での、老後保障、失業保険、健康保険の公共的制度化という社会保障、また電気、ガス、上下水道、軌道大量輸送機構、バス網、清掃、電話、緑地、更には公共住宅政策の推進という社会資本の整備が、人口の都市集中におくれをとる、すなわちラグの発生によって生じた、生活機能不全の問題であり、更に工業の子息をこえた発達がその結果としてうみだしてきた新しい構造的な問題であり、自然と人間との生態学的均衡を崩壊させ、人間の生命と健康をむしろむむ公害の発生も都市問題の一つとして位置づけられ、公共衛生、食品衛生を含む、都市において公共的に人間の生命と健康を守る課題である、社会保障が問題となる。こうして現代都市問題は、現代都市において一定の基準で公共的に整備されることが要請される社会保障・社会資本・社会保健の公共整備を、「シビル・ミニマム」を公準として、計画的に、推進しなければならぬ（松下圭一「都市政策を考える」）。

学童保育が、子どもの保護・保育に関して生じた、社会保障を求めるものであり、都市化の進行の中での顕現化した問題であるならば、その解決は、保護・保育を要求する、子どもの権利を中核に据えた、「シビル・ミニマム」の設定、履行の中でのみ可能になるのではなからうか。学童保育への公けの関与が、不十分であるのは、その政策的な位置づけの弱さ（例えば、都市児童健全育成事業の実施要綱の中にある、経過措置としての位置づけ、奨励的施策としての位置づけがあり、保育に欠ける子どもの存在を無視した、小型児童館の整備・充実に重点を置く国の

放置された子ども

放置された子ども

児童館政策など)によるものであろう。

学童保育を要求する声が、学童保育の機能を次のように位置づけてきたことは、この問題の解決に不可欠な「シビル・ミニマム」の骨格を提示するものではなからうか。それは、

- (1) 共働き家庭、母子・父子家庭の親の働く権利を守り、家庭全体の生活を守ることになる。
 - (2) 共働き家庭、母子・父子家庭の学童の下校後の生活を守ることになる。
 - (3) 異年令の子どもたちの生活づくりをとおして、発達を促す場となる。
 - (4) 子どもを幸せにするという地域における運動の一単位となる。
 - (5) 失われた地域の教育力回復の一翼をになうことができる。であり、その活動内容は
- ① 人間としての基本的な生活習慣と、基礎的な生活技術をしだいに身につけさせている。
 - ② 自治的活動をとおして、自治意識と自治能力とをしだいに高めている。
 - ③ 生活意欲を喚起し、しだいに旺盛にしている。さらに生活知性へと高めるようつとめている。
 - ④ 健康なからだづくりをめざし、身体諸器管の発達をもうながしている。
 - ⑤ 観察力、思考力、想像力、表象力など認識諸能力を育てている。(全国学童保育連済協議会編「学童保育年報」1)
- に求められるべきであらう。

子どもの保護・保育の社会化・共同化は、乳幼児については、公認され、それが「保育に欠ける」子どもへの社会保障として位置づけられており、その学童への拡張は、都市化の進行の中で、当然のものとされるようになるであらう。しかし、「福祉」の名の下に、国の施策として位置づけられた場合には、教育が子どもの「権利」から国家への「義務」へと把えなおされたように、子どもの権利の保障が骨抜きにされることさえ多分に考えられる。(例えば、近年の地方財政の危機の中で学童保育事業も市町村が直接に携われるのではなく、民間諸団体へ委託される傾向が顕著である)そのために、慈善としてでなく、権利として、学童保育を位置づける世論の形成が必要であり、学童保育に直接携わる、学童保育指導員の創造的活動が必要であり、学童保育の成果が世論を開発すべきであらう。そのことが「人類は児童に対し、最善のものを与える義務

を負う」(児童の権利宣言前文) ことの実現であり、都市化の進行の中での、教育のあり方への刺激剤となるものであろう。

付記 ※ 残念乍ら学童保育の保育内容については言及できなかった。何らかの機会にとりあげていく予定である。

※ 付表A・Bは学童保育の実態を示すものである。表Aから 1、自治体の間に学童保育の施策の差異が大きいこと。2、所管が大きく見て福祉分野と教育委員会分野の二つにとらえられていること。3、すべての都道府県で学童保育が何らかの形で学童保育が実施されていること。4、公立の学童保育所でも職員が自治体職員であることは例外的であり、その雇用条件は充分なものとはいえないこと。5、父母負担額に大きな格差が存在しており、〇〜二、四〇〇の間にある。6、福祉後退の中で民間委託を行う自治体もあらわれていること。表Bは一〇大都市での学童保育の状況を示すものであり、その施策の差異が顕著に示されていると思われる。

※ 一九八〇年一〇月現在で全国の学童保育の実施数は三、九〇〇を上回っている。

放置された子ども

〔付表A〕

全国の学童保育実施状況

(75年10月全国学童保育連絡協議会)

※小学校数のうち、()内は、分校の数です。

※指導員の身分については、公立で正規職員の場合は正、それ以外は、すべて非としました。

放置された子ども

父母負担額	指導員身分	対象学年	自治体の予算	自治体の所管課	運営形態	学童保育設置数	小学校数	市町名	
おやつ代		1～3	42,624,000	社会教育	公立	27	126	札幌市	
		//	23,176,000	//	//	16	56	旭川市	
			6,960,000	//	//	10	27	小樽市	
			2,698,000	//	//	4	29	函館市	
				//	//	2	19	室蘭市	
	正	6～8才	700,000		公立	1	5	釧路市	
	非	1～3	1,200,000		共同	4	22	釧路市	
			8,366,000		公立	8	24	帯広市	
			0		共同保育	1	21	北見市	
			3,690,000		公立	1	22(1)	夕張市	
			1,021,000	社会教育	//	1	15	岩見沢市	
			1,200,000	//	共同保育	1	12(1)	留萌市	
			5,332,000	//	公立	8	16(1)	苫小牧市	
			197,000	//	//	4	13	芦別市	
			3,423,000	//	//	5	16	江別市	
			476,000	//	//	3	17	紋別市	
					//	1	14	士別市	
			5,665,000	社会教育	//	5	16	根室市	
				//	//	1	16	千才市	
			1,744,000	//	共同保育	2	10	砂川市	
						2	6	恵庭市	
					公立	5	45	石狩支庁内	
					//	3	102(4)	渡島支庁内	
						0	77(4)	檜山支庁内	
					公立	3	5	124(1)	後志支庁内
					共同	2			後志支庁内
					公立	21	76	空知支庁内	
					公立	4	5	125(1)	上川支庁内
					共同	1			上川支庁内
						4	77	宗谷支庁内	

北海道

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の課 所管	運営形態	学 童 保 育 設 置 数	小学 校 数	市町名		
					公立 共同	18 1	19	153	網走 支庁内	北 海 道
					公立 共同	1 1	2	68(2)	胆振 支庁内	
					公立 共同	1 1	2	77(1)	日高 支庁内	
					公立 共同	37 4	41	180	十勝 支庁内	
					公 立		21	94	釧路 支庁内	
					〃		3	42	根室 支庁内	
	正 非	3 12	1～2	青少年 センター			3	20	十和田市	青森
4,000 1ヶ所だけ9,000	非	1～6	4ヶ所 15万 20万 青山	社会教育	共同保育		5	31(2)	盛岡市	岩 手
3,300	〃	1～4	450,000 1,050,000	〃	〃		2	13	北上市	
1,750	〃	1～4	1,000,000	社会福祉 協議会	〃		1	9	金ヶ崎町	
保育料 { 2,000 2,300 補食 1日30円	〃	1～4	50,000		共同保育		2	24(6)	釜石市	
1,300	〃	1～6	240,000	教育委員会	〃		1	23(3)	一戸町	
3,500	〃	1～4	100,000	社会福祉 協議会	〃		1	18(1)	久慈市	
5,000	〃	1～3			〃		1	9(2)	大船渡 鎌ヶ崎	
〃	〃	1～6			〃		1	16(2)	遠野市	
〃	〃	1～3			〃		1	19(2)	一関市	
	非	1～3		社会教育	公 立		24	57(1)	仙台市	
	〃	1～3		〃	〃		5	6	塩釜市	
1,000	非	1～3		社会教育	公 立		2	13	能代市	秋田
	非	1～3		福 社	公 立		2	21	酒田市	山 形
	非	1～3		〃			1	11(3)	南陽市	
							3	48(2)	福島市	福 島
	正 非	6 6	1～6	福 社			3	78(9)	いわき市	
			0		共同保育 公 立		1		東海村 阿見町	
9,000	非	1～6	0	青少年課	共同保育		1	21	水戸市	茨城
	非	1～3			〃		1	13(1)	土浦市	
5,000～11,400	非	1～5	280,000	財政課	共同保育		3	32	前橋市	群 馬
	正 非	2 2	1～6	社会教育	公 立		2	14	桐生市	
3,500 +おやつ代	非	1～6	812,000	〃	共同保育		1	10(3)	沼田市	
	非	1～3	10,283,000	教育委員会	公 立		9	49(1)	宇都宮市	栃木
			1ヶ所 980,000	青少年課	公立 委託	23 4	27	78	千葉市	千 葉
			1ヶ所 780,000 ～1,480,000	〃	委 託		14	36	船橋市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の 所管課	運営形態	学 童 保 育 設 置 数	小学 校数	市町名	
	正		2,348,545	青少年課	公 立	9	25	市川市	千葉
				民生部 子ども課	公立 2 共同保育 3	5	30	松戸市	
				教育委員会	公 立	2	13	習志野市	
					委 託	1	9	野田市	
			7,800,000	民生部	公 立	5	18	柏市	
			2,000,000	児童課	公 立	5	15	八千代市	
				労務課	委 託	3	7	鎌ヶ谷市	
			年間1ヶ所 450,000	社会教育	委託 1 共同保育 1	2	8(1)	我孫子市	
					委 託	1	15	木更津市	
					〃	2	3	海上町	
				厚生課	公 立	1	14(1)	佐倉市	
					委 託	1	6(2)	四街道町	
					〃	3	2	睦沢村	
3,000~3,800	非		1ヶ所 約180万	青少年課	共同保育	8	14	上尾市	埼玉
3,500	私立保 育保母		30,000	福祉事務所	保育園経営	1	11	深谷市	
1,800	非		1,610,000	教育委員会	公 立	1	5	桶川市	
最高	1,500	非	4,730,000	学校教育課	〃	12	35	川口市	
〃	非			社会教育課	〃	6	10	戸田市	
				〃	〃	1	6	鳩ヶ谷市	
3,000	非	1~6	1ヶ所 1,000,000	福祉事務所	共同保育 4 公立 1	5	6	与野市	
500~1,400	非	1~6	指導員 日給 1,800	青少年課	公 立	5	29	浦和市	
9,500			0		共同保育	2	27	大宮市	
最高	1,500	正	1~3	民生経済部 社会課	共同保育 2 公立 5	7	14	草加市	
3,300	非			福祉事務所	公立 4 共同保育 1	5	19	越ヶ谷市	
〃			2,600,000	福祉課	共同保育	3	11	春日部市	
3,000	〃		360,000	〃	〃	1	3	鷺の宮町	
5,700~6,000	〃		1ヶ所 132~158万	〃	〃	8	18	所沢市	
				保育 青少年課	公 立	1	9	狭山市	
			30,000	社会課	共同保育	1	8(1)	東松山市	
	非			教育委員会	公立 3 共同保育 4	7	23	川越市	
4,000	〃		14,000,000	福祉事務所	公立委託	4	6	上福岡市	
600~1,600	正			社会課	公 立	1	9(1)	富士見市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象年 学年	自治体の予算	自治体の 所 管 課	運営形態	学 童 保 育 設 置 数	小学 校 数	市町名	
5,000	非		2,000,000	児 童 課	共同保育	3	3	大井町	埼玉
	//			社会教育課		1	4(1)	三芳町	
4,000	//		1ヶ所 約95万	社 会 課	共同保育	3	12	新座市	
	//			//		1	5	和光市	
	正	1～3		児童福祉 所 管 課	公 立	3	14	千代田区	東京
	//	//		//	//	1	18	中央区	
	//	//		//	//	8	27	港区	
	//	//		//	//	14	36	新宿区	
	//	//		//	//	14	21	文京区	
	//	//		//	//	8	29	台東区	
	//	//		//	//	9	30	墨田区	
	//	//		//	//	15	41	江東区	
	//	//		//	//	27	37	品川区	
	//	//		//	//	5	22	目黒区	
	//	//		//	//	24	61	大田区	
	//	//		//	//	14	63	世田谷区	
	//	//		社会教育課	//	8	22	渋谷区	
	//	//		児童福祉 所 管 課	//	28	28	中野区	
	//	//		//	//	30	42	杉並区	
	//	//		//	//	17	29	豊島区	
	//	//		//	//	29	45	北区	
	//	//		//	//	13	27	荒川区	
	//	//		//	//	28	51	板橋区	
	//	//		//	//	23	51	練馬区	
	//	//		//	//	25	69	足立区	
	//	//		//	//	15	52	葛飾区	
	//	//		//	//	16	55	江戸川区	
		//		//	//	12	39	八王子市	
		//		//	//	12	18	立川市	
		//		//	委 託	7	13	武蔵野市	
		//		//	//	11	14	三鷹市	
		//		//	//	6	13	青梅市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の課 所管	運営形態	学 童 保 育 設 置 数	小学 校数	市町名	
		1～3		児童福祉課 所管	公 立	7	21	府中市	東京
		〃		〃	〃	9	11	昭島市	
		〃		〃	〃	7	18	調布市	
		〃		〃	〃	12	30	町田市	
	正	〃		〃	〃	9	9	小金井市	
		〃		〃	〃	13	17	小平市	
		〃		社会教育課	委 託	5	14	日野市	
		〃		児童福祉課 所管	〃	4	10	東村山市	
		〃		〃	公 立	3	9	国分寺市	
		〃		〃	〃	6	7	国立市	
		〃		〃	〃	5	7	田無市	
		〃		〃	〃	4	9	保谷市	
		〃		〃	委 託	4	7	福生市	
		〃		〃	公 立	3	8	狛江市	
		〃		〃	〃	4	8	東大和市	
		〃		〃	〃	6	9	清瀬市	
	正	〃		〃	〃	11	14	東久留米市	
		〃		〃	〃	5	8	武蔵 村山市	
		〃		〃	〃	3	10	多摩市	
		〃		〃	〃	3	6	稲城市	
		〃		〃	〃	3	6	秋川市	
		〃		〃	〃	2	5	羽村町	
		〃		〃	〃	1	4	瑞穂町	
0～5,000	非	1～3	1ヶ所につき 1,510,000 994,000	市民局	委 託	26	224	横浜市	神奈川
おやつ代	〃	1～3	36,330,000	民生局	公 立	39	88	川崎市	
1,500～2,000			1ヶ所 1,370,000	教育委員会	公立 委託	3 2	5 12	鎌倉市	
				教育委員会	委 託	7	33	相模原市	
				市民部	共同保育	2	20	平塚市	
2,500～5,000			1ヶ所、施設 20,000 児童1人月4,000	市長部局	〃	5	23	藤沢市	静岡
						3	54(1)	静岡市	
						4	53	浜松市	
						4	12(2)	三島市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の 所管課	運営形態	学 保 設 置 数	学 童 数	小学 校数	市 町 名	
						2	18(2)		富士市	静岡
						1	10(1)		御殿場市	
おやつ代	非	1～3		社会教育	公 立	6	25		甲府市	山梨
	正	1～6				1	4		大町市	長野
	正	1～6		区民部 厚生課		5	7(1)		塩尻市	
				社会教育	公 立	2	2		下諏訪町	
					〃	4			岡谷市	
						1	19(2)		新発田市	新潟
	非	1～3		社会教育 民生	委託 30 公立 5 共同保育27	62	211(15)		名古屋市	愛知
おやつ代 +1,000					公 立	1	9		江南市	
おやつ代				/	〃	3	3		岩倉市	
4,000			0	/	共同保育	1	8		津島市	
10,000			0	/	〃	1	4		佐織町	
					〃	1	25		春日井市	岐阜
				福祉事務所	公 立	1	8		常滑市	
						4	46		岐阜市	
平均 5,000	非	1～6	1ヶ所 550,000	社会教育	共同保育	8	21		津市	三重
5,000	〃	1～6	350,000	〃	〃	1	26(2)		松阪市	
	〃	1～6	0			1	18(1)		上野市	富山
						2	46		富山市	
						1	26		高岡市	
1,500～5,500	非	1～3	>30万(5ヶ所) >80万(1ヶ所)	教育委員会 民生	委託私立 共同保育	7	61		金沢市	石川
					保育園経営	1	49(7)		福井市	福井
						1	15(4)		勝山市	
4,500～5,500	非	1～3	2,400,000	保育課	共同保育	5	23		大津市	滋賀
おやつ代	非	1～3	約 6,000,000	民生 母子青年課	委 託	35	179(7)		京都市	京都
おやつ代	〃	1～3	27,830,000 教材 225,000	社会教育	公 立	17	19(2)		宇治市	
	〃	1～3	5,100,000	〃	〃	6	18		福知山市	
おやつ代	〃	1～4	2,340,000	〃	〃	5	15		亀岡市	
〃	正 非	1～4	3,200,000	児童課	〃	7	8		城陽市	
〃	非	1～3	約 1,000,000	社会教育	〃	2	27		舞鶴市	
おやつ代 協力金0～600	〃	1～4	29,537,000	〃	〃	8	8		長岡京市	
〃	〃	1～4	20,807,000	〃	〃	5	5		向日市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象年 学	自治体の予算	自治体の 所管課	運営形態	学 保 設 置 数	童 育 校 数	市町名		
おやつ代	正 非	1 1	1～3		福 社 公 立	1	1	宮津市	京都	
〃	非		1～3	7,200,000	社会教育 公民 立 営	2	2	大山崎町		
〃	〃	〃	1～3	年間 1,100,000 教材 200,000	〃	〃	1	6		田辺町
	〃	〃	4年 以下		〃	〃	3	5		八幡町
おやつ代	〃	〃	1～4	40,000,000	社会教育 公 立	17	32	奈良市	奈良	
寄附金 1,000	〃	〃	1～3	4,800,000	〃	〃	3	5		生駒市
おやつ 教材 1,500 500	〃	〃	1～3	2,370,000	〃	〃	1	2		平沼町
3,000	〃	〃	1～5		/	共同保育	1	1		三郷町
1,000	〃	〃	1～6	850,000	社会教育 公 立	1	9	郡山市		
500	〃	〃	1～3	6,157,000	〃	〃	7	7		高田市
12,000	〃	〃	1	/	/	共同保育	1	13		橿原市
		〃	1～3		青少年課 公 立	1	17	田辺市	和歌山	
平均 8,000				14,000,000	福祉協議会 民 生	共同保育22 民間 14	36	283	大阪市	大阪
1,000	非	〃	1～2	1,120,000	青少年課 公 立	17	63	堺市		
1,500	〃	〃	〃	3,787,000	〃	〃	7	21	岸和田市	
800～1,000	〃	〃	1～6	25,400,000	社会教育	〃	33	33	豊中市	
				560,000	〃	〃	1	8	池田市	
7,000	非	〃	1～3	16,918,000	民 生	〃	17	26	吹田市	
1,000		〃	1～4	1,374,000	社会教育	〃	1	7	泉大津市	
1,000～1,500	非	〃	1～3	68,196,000	青少年課	〃	20	29	高槻市	
800	〃	〃	〃	7,856,000	〃	〃	9	18	守口市	
1,000～1,500	〃	〃	1～4	43,051,000	社会教育課	〃	16	30	枚方市	
〃	〃	〃	〃	11,200,000	体育 青少年課	〃	16	19	茨木市	
7,000	〃	〃	1～3	38,730,000	社会教育課	〃	22	22	八尾市	
500	〃	〃	1～6	3,839,000	〃	〃	3	11	富田林市	
1,000	正	〃	1～4	62,000,000	〃	〃	15	21	寝屋川市	
500	非	〃	1～6	945,000	青少年課	〃	1	12	河内 長野市	
300	正	〃	1～3	21,000,000	青少年 会館課	〃(同和)	6	11	松原市	
1日 30	非	〃	〃	3,174,000	社会教育課	〃	3	17	和泉市	
0	〃	〃	1～2	1,400,000	〃	〃	1	6	柏原市	
1,000	正 非	〃	1～3	(同和)6,384,000 1,270,000	〃	〃	2	11	羽曳野市	
0	非	〃	〃	7,634,000	〃	〃	4	14	門真市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の 所 管 課	運営形態	学 童 保 育 設 置 数	小学 校 数	市町名	
1,000	非	1～3	6,233,000	社会教育課	公 立	4	9	摂津市	大阪
7,500	〃	〃	3,285,000	〃	〃	3	7	高石市	
0	〃	〃	4,600,000	〃	〃	2	6	藤井寺市	
750～1,500	〃	〃	16,924,000	青少年課	〃	15	44	東大阪市	
1,500	〃	〃	1,064,000	社会教育課	〃	1	6	四条畷市	
1日 50	〃	1～2	700,000	〃	〃	1	4	狭山町	
						19	130	神戸市	兵庫
						1	6	西脇市	
おやつ代 +400	非	1～3		福祉、総務	委 託	8	28	西宮市	
					公 立	13	14	伊丹市	
					〃	18	43	尼崎市	
						9	12	宝塚市	
						5	5	芦屋市	
600～1,500 3,000～8,000	非	1～3	8,100,000 (現物) 22,000	教育委員会 福 祉	公立 9 共同保育 2	11	75	岡山市	岡山
1,300～1,900	〃	幼～3	3,023,000	福祉事務所	公 立	1	12	高梁市	
経費の $\frac{1}{3}$	〃	幼～6	1,150,000	教育委員会	〃	2	11	井原市	
0	〃	幼～4	286,000	〃	〃	1	11	総社市	
1,600	〃	1～3	2,244,000	福祉協議会	〃	3	14	玉野市	
1,000～1,500	〃	幼～3	2,070,000	教育委員会	〃	3	7	備前市	
1,000	〃	1～3	980,000	〃	〃	1	51	倉敷市	
2,100	〃	1～3	2,480,000	〃	〃	2	17	津山市	
おやつ代	〃	幼～3	1,228,332	〃	〃	1	1	早島市	
〃	〃	幼～4	315,000	公民館	〃	1	2	佐伯町	
1,000～1,500	〃	1～6	180,000	教育委員会	〃	1	7	矢掛町	
0	非	1～3		教育委員会	公 立	46	82	広島市	広島
3,332	〃	1～3		〃	〃	3	10(1)	大竹市	
550	非	1～3		市保育会		1	18	米子市	鳥取
3,120	〃	1～3		教育委員会		5	25	鳥取市	
	〃	1～3			委 託	3	13(2)	倉吉市	
				社会教育課	公 立	3	16	浜田市	島根
750	非	1～3	9,059,000		公 立	2	17	山口市	山口
1,200	〃	1～3	1ヶ所 799,000		〃	5	16	防府市	

放置された子ども

父母負担額	指導員 身分	対象 学年	自治体の予算	自治体の 所管課	運営形態	学 保 設 置 数	童 育 数	小学 校数	市町名	
2,530	非	1～3	1ヶ所 183,000		公 立	2	16	16	宇部市	山口
1,100	〃	1～3	9,182,000		〃	4	26(2)	26(2)	岩国市	
1,000	〃	1～3	1,967,800		〃	6	29(1)	29(1)	下関市	
1,500	〃	1～2	1,825,000		福祉協議会	1	10	10	下松市	
2,000	〃	1～3	1,088,000		公 立	1	2	2	玖珂町	
650	〃	1～3	406,000		〃	1	1	1	小郡町	
500	〃	1～3	1,126,400		〃	1	1	1	和木町	
1,000～1,500	非	1～3	1ヶ所 862,000	教育委員会	委 託	5	37	37	松山市	愛媛
300	〃	1～3	1,720,000	〃		6	18(1)	18(1)	新居浜市	
1,000～1,500	非	1～3	6,000,000	教育委員会	公 立	9	34	34	高松市	香川
おやつ代	非	1～3	ⓐ 850,000 ⓑ 350,000	教育委員会	公立 委託	1 3	4	33(4)	徳島市	徳島
						1	7	7	鴨島町	
						3	3	3	北島町	
800	非	1～6		教育委員会		10	32	32	高知市	高知
800～1,500	非	1～3		教育委員会	公 立	31	101	101	福岡市	福岡
1,000	〃	1～3	17,028,000	民生局 障害福祉	公立 委託	2 13	15	128	北九州市	
				児童家庭課	公立 私立 共同保育	3 1 3	7	48(2)	長崎市	長崎
					公 立	1	1	1	香焼町	
1,000	非	1～3	1ヶ所 1,422,000	社会教育課	公 立	2	15	15	唐津市	佐賀
				青少年課	公 立	7	54(1)	54(1)	熊本市	熊本
1,000	非	1～3	9,477,000	社会教育課	公 立	9	42	42	大分市	大分
						4	24(1)	24(1)	延岡市	宮崎
						3	45(1)	45(1)	鹿児島市	鹿児島
					公立 共同保育	2 2	4	17	那覇市	沖縄

(1975年10月 全国学童保育連絡協議会)

〔付表B〕 十大都市学童保育実施状況（'78.1.22 調べ）

放置された子ども

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
指導員の給料を払うのは誰か	建物を建てるのは誰か	事業開始	市の施策と要綱	所管	比率	設置数 ()内共保	小学校数	
市	市	昭和34年	公立＝「留守家庭児童会設置要綱」	教育委員会 社会教育課	% 18	27 (他に 共保4)	149	札幌
市	市	37	「留守家庭児ホール運営要綱」 公立 27 青少年会館内生活クラブ 19	・設置・施設 民生局青少年部青少年課 ・管理・運営 民生局青少年センター	43	46	93	川崎
委託先 (委託料の中に 指導員手当が 明記されている)	民間で探すことが委託を受ける条件となっている	38	運営委員会委託 「委託学童保育実施要綱」 青少年の家方式 34 学校方式 8	市民局	16	42	262	横浜
利用者父母 (助成金は殆んどが指導員手当)	市 (土地を探せばプレハブリースを建ててくれる)	39	共同保育に助成＝「留守家庭児童育成会運営助成要綱」48 (内「留守家庭児童専用室設置要綱」プレハブリース 20) 公立＝児童館内学童保育クラブ 11 他に補助なし共保 6	民生局 児童課	28	65 (48) 6	228	名古屋
委託先	市	40	学童保育所管理委員会・法人へ委託「学童保育事業実施要綱」	民生局 母子青年課	23	41 (他に 共保6)	180	京都
利用者父母 (市からは「運営事業費」として助成)	利用者父母	44	共同保育に助成＝「留守家庭児童対策事業実施要綱」	民生局 福祉部 児童家庭課	25	74 (55)	292	大阪
委託先 (市からは「運営費」として くる)	・児童館は市 ・地域方式は民間で探す ・ひまわりは学校内	47	社協委託＝「児童館学童保育クラブ実施要綱」 28 運営委員会委託＝「学童保育事業助成要綱」 4 個人委託＝「学童保育かぎっ子ママ制度助成要綱」 4 公立＝同和対策事業(ひまわり学級)10 YMC Aなど自主事業 3	・民生局 ・教育委員会	34	49	143	神戸
市	市	41	公立＝「留守家庭子ども会運営要綱」(運営委員会方式をとり入れている)	教育委員会	38	41	109	福岡
公立＝市委託＝委託先 (人件費は明記されている)	市 (建前は市だが委託の方が多く、建物も探すことが条件となっている)	40	「学童保育事業運営要綱」 公立 2 運営委員会・法人委託	民生局 福祉部 障害福祉課	14	19	130	北九州
区	区	38	公立 都「学童保育事業運営要綱」 「地区児童館設置運営要領」 *区に自治権が移ったので、区毎に条例化が進められている。	民生局 児童部 育成課	49	438 (4)	890	東京 (23区)

⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	
指導員の 給 料	指導員 の身分	一施設当り、委託料・補助金の額	52年度 予 算	どうい う施設を 使っているか	地域毎に公職者を 含む運営委員会が あるかどうか	
月額 74,500円	非常勤嘱託		万円 6,900	小学校 27	無	札 幌
72,000	非常勤		12,000	小学校 16 地域単独施設 7 団地内 4 青少年会館 10 子ども文化センター 9	無	川 崎
51,000 (父母負担で +α)	運営委員 会 雇 用	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の家方式 指導員手当 1,734,000 (@51,000×2名×17ヶ月) 管理運営費 150,000 計 1,884,000 学校方式 @35,700 (開設日数が少ないため) 	7,138	小学校 6 青少年の家 7 団地集会所 9 独立家屋 8 借 家 4 その他 8 (教会、施設)	有=町内会長、民 生児童委員、PT A会長、子ども会 長、体育指導員、 学校教職員、婦人 会、父母代表の中 から選出する	横 浜
<ul style="list-style-type: none"> 児童館 日給 @ 2,100 共保51,400 (父母負担で +2万) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館 パート 共保 運営委雇用 	<ul style="list-style-type: none"> 〈月額〉15人~20人 56,400 21人~40人 104,800 (指導員2名) ・新設の時には、設備費として 10万円 	8,202.5	小学校 4 集会所 8 児童館11 民家 12 教会 2 専用室20 公民館 2 (プレハブ・リース)	有=児童委員は必 ず1名入ること、 区政協力委員PT A子ども会役員な どが過半数を占め ること	名 古 屋
平均75,000	委託先職員	<ul style="list-style-type: none"> 〈月額〉 人件費平均150,000(75,000×2名) 教 材 費 8,000 運営維持費 22,000 所長手当 5,000 	23,089	小学校 17 神社 1 児童館 7 単独施設 7 社会福祉施設など 7 団地集会所 2	無	京 都
37,000 ~95,000	共同保育 雇 用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備助成 ・運営事業費 新設 14万以内 10~20名 450,000 既設 4万以内 21~30名 500,000 31~40 550,000 41~50 600,000 	3,848.8	小学校 5 民家 45 児童館 8 隣保館 1 団地集会所3 教会2 福祉センター 1 私立保育所 6 社会館 2 プレハブ 1	無	大 阪
50,000 101,000	<ul style="list-style-type: none"> 児童館 社協雇用 地域方式 運営委雇 用 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 運営費 初年度 20人以下 30万 +10万 20人以上 50万 +15万 ・地域方式 運営費 設備維持費 5人 442,200 45,600 10~17人 602,000 156,000 18人以上 945,000 156,000 	4,260.1	児童館 28 地域の会館など 7 自宅開放 4 小学校 10	有=自治会、婦人 会、民生児童委員、 小学校教諭、PT A、子ども会、保 護者代表、その他 児童の育成に理解 と熱意を有する者	神 戸
日額 5,000円	非常勤 嘱 託	子ども会々費として1人 月2,000~2,500円支払う分と、 市から6万円(年額)とで行事 費、おやつ代をまかなう。生補 家庭は無料。	17,902.8	小学校空教室 4 小学校内 独立プレハブ 37	有=教職員代表、 PTA代表、保護 者代表、社会教育 関係団体の代表、 青少年健全育成の 知識、経験を有す る者	福 岡
45,000 ~70,000	<ul style="list-style-type: none"> 公立 非常勤嘱 託 民間 運委雇用 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費 789,000 事務費 200,000 計 989,000 	2,348.7	小学校 2 団地の一室2 借家2 母子寮 4 幼稚園 2 専用家屋 5 母と子の家 1 公民館 1 自宅開放 1	有=PTA、婦人 会、自治会、民生 児童委員、その他 青少年の育成に関 する団体等の代表 者	北九州
公 務 員 給 与	区 正 規 職 員		(区の子 算なの で集計 できず)	小学校教室 60 小学校内単独 86 児童館 191 単独施設 56 他施設併設 45	無	東 京 (23区)

放置された子ども

放置された子ども

②①	②②	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	
児童館数	共保 保育料	公立 保育料	夏休みなど	土曜日	時間	学年	
14 (教委所管の 児童会館)	7,000 ~21,500	0	夏冬 半分だけ有 春 無	有	平日 >5時まで 土曜 長期休暇 9時~5時	1~3	札幌
46		0	有	有	平日 >12時半~ 土曜 5時半 長期休暇 8時半~5時半	1~3	川崎
0		(委託) 1,300 ~12,000	青少年の家 方式 有	• 青少年の 家方式 有 • 学校方式 無	平日 下校時~6時 長期休暇 9時~5時	1~6	横浜
13	3,500 ~20,000	0	有	有 (但し児 童館は 月曜休)	• 児童館 下校~5時 • 共保 下校~6時	1~3	名古屋
17	10,000 ~15,000	0	有	有	平日 >下校~5時 土曜 長期休暇 9時~5時	1~3	京都
19 市 3 社協 7 民間 9	8,000 ~12,000		有	有	平日 >下校~6時 土曜 長期休暇 9時~6時	1~4	大阪
28 (市が建てて 社協委託)	4,000 ~8,000	0	有	有	平日 >下校~5時 土曜	1~3	神戸
		(会費) 2,000 ~2,500	有	無	平日 12時~5時	1~3	福岡
14		(委託) 1,500 ~5,000	有	有	平日 >1時~5時 土曜 長期休暇 10時~5時	1~3	北九州
250	5,000 ~10,000	0	有	有	9時~5時	1~3	東京 (23区)